市役所の代表電話番号は

チャイム放送時間変更のお知らせ 10月1日(金)から市のチャイム放送が午後5時15分から午後4時30分にかわります。問合せ安全安心まちづくり課防災係☎551・1638

9月の納税のお知らせ

9月は国民健康保険税(第3期)、介護保険料(第3期)、後期高齢者医療保険料(第3期)の納期です。

9月30日(木)までに納めてください。口座振替は9月30日(木)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金(年14・6%)が課されます。

問合せ収納課☎551・1578

住民税(市・都民税)の年金引き落としのお知らせ

平成22年4月1日現在、65歳以上の年金受給者で、平成21年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方が対象です。ただし、福生市の介護保険料が年金から引き落としされていない方や、年金から引き落とされる住民税などの税金や保険料を合わせた額が、老齢年金等の年金額を超える方などは対象となりません。

対象者には、10月初旬に個別に通知を送付しますので、再度ご確認ください。

問合せ課税課市民税係☎551・1610

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)

8月1日から31日までの間に匿名で1名の方から40,000円のご寄附をいただきました。いただいた寄附金は有効に使用させていただきます。(平成22年度累計7件・1,360,000円)

問合せ契約管財課管財係☎551・1535

8月の横田基地飛行回数　問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	平成22年8月	前年同月比	平成22年8月	前年同月比
飛行総数	918	266	384	167
昼間(午前7時～午後7時)	723	214	252	86
夕刻(午後7時～10時)	174	56	130	80
夜間(午後10時～午前7時)	21	−4	2	1
最高音圧レベル(デシベル)	118	−4	108	1

▼▼年金だより▼▼

病気やけがで障害が残ったら…『障害基礎年金』という制度があります

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で国民年金の障害等級の1級・2級の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。

【障害基礎年金が受けられる要件】

次の①～③すべてに該当する方に支給されます。

①(ア)20歳前、(イ)国民年金加入中、(ウ)被保険者の資格を失った後、60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない国内在住の方で、(ア)(イ)(ウ)のいずれかの期間中に障害の原因となった病気やけがの初診日(障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日)があること。

②①の病気やけがによる障害の程度が、20歳に達したとき、または障害認定日(※)において国民年金法で定められた障害等級の1級または2級のいずれかの状態になっていること。ただし、障害認定日において障害の状態が軽い場合でも、その後重くなった場合に障害基礎年金を受けられることがあります。

※障害認定日…障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

③保険料の納付要件を満たしていること。障害基礎年金を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること(滞納した期間が3分の1以上ないこと)、または初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

<20歳前に初診日がある障害基礎年金について>

③の保険料納付要件は不要です。ただし、本人の所得制限(扶養親族等の人数に応じて異なります)やその他の年金を受けることができるとき、また、日本国内に住所を有しない等の理由により、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

【年金額】

1級990,100円

2級792,100円

※その他、お子さんがいる方は加算がつく場合があります。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1670、青梅年金事務所☎0428・30・3414

平成21年度 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

▼「情報公開制度」▼

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて情報を市が公開する義務を負うことで、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進することを目的とした制度です。

この制度は、市が保有する情報が対象となり、公開を原則としますが、個人のプライバシーに関する情報等公開できないものもあります。

■市政情報の公開請求などの状況

平成21年度の市政情報の公開請求などの状況は、表1のとおりです。

▼情報公開審査会▼

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査したり、情報公開制度の運営について審議したりします。

平成21年度は、1回開催されました。

▼「個人情報保護制度」▼

個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

■保有個人情報の開示請求などの状況

平成21年度の個人情報の開示請求などの状況は、表2のとおりです。なお、訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

■保有個人情報取扱事務の届出状況

実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするとき、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。

平成21年度の届出状況は、表3のとおりです。

■目的外利用と外部提供の届出状況

市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用することを基本としていますので、市の内部でほかの目的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)することは、原則禁止されています。

しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③災害時において、緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。

平成21年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表3のとおりです。

▼個人情報保護審議会▼

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止等の決定に対する不服申立てを審査します。

平成21年度は、3回開催されました。

●制度を利用するには●

請求の方法

【市政情報の公開、自己情報の開示等の請求や相談】

市役所第一棟5階「情報公開・個人情報保護コーナー(総務課)」にお越しください(電話等での請求はできません。請求書等は市ホームページからダウンロードして使用することができます)。

※市政情報の請求は、インターネット(東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービス)を利用しても行なうことができます。

※自己情報の開示等の請求は、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)を、訂正請求は、訂正請求の内容が事実と合っていることを証明する書類も提示してください。

公開などの決定

【市政情報の公開または自己情報の開示】請求があった日の翌日から14日以内に公開・開示するかどうかを決定し、お知らせします(公開・開示できない場合は、その理由をお知らせします)。

【自己情報の訂正】必要な調査を行ない、請求があった日の翌日から30日以内に訂正するかどうかを決定し、お知らせします(訂正しない場合は、その理由をお知らせします)。

公開などの方法

【市政情報の公開または自己情報の開示】お知らせした日時に原本の閲覧または写しの交付により行ないます(公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただく場合があります)。

※自己情報の開示にあたっては、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

費用

【市政情報や自己情報の閲覧】無料

【写しの交付や郵送】その作成などにかかる費用

※住民票の写しの請求など、別に法令等で手続が定められているものは、この制度の適用外です。

※制度の概要等、詳細は市ホームページをご覧ください。

※市役所1階の「情報スペース」では市政情報についての自由な閲覧や、コピー(有料)ができます。

問合せ総務課法制総務係☎551・1576

■(表1)市政情報の公開請求などの状況

区分	請求件数	決定内訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	16(16)	10(11)	5(4)	1(1)	0(0)
任意的公開申出※	0(3)	0(3)	0(0)	0(0)	
合計	16(19)	10(14)	5(4)	1(1)	0(0)

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

■(表2)個人情報の開示請求などの状況

開示請求の件数	決定内容			不服申立て
	全部開示	一部開示	非開示	
11(12)	5(6)	2(2)	4(4)	0(0)

■(表3)保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用及び保有個人情報外部提供の届出状況

区分／実施機関	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
市長	351(323)	151(124)	41(37)
教育委員会	97(84)	11(11)	7(7)
選挙管理委員会	6(6)	5(5)	2(2)
監査委員	1(1)	0(0)	0(0)
農業委員会	1(1)	1(1)	0(0)
固定資産評価審査委員会	1(1)	0(0)	0(0)
議会	3(3)	0(0)	0(0)
合計	460(419)	168(141)	50(46)

※表1、表2、表3とも( )内は平成20年度の件数

納税は　納期内で　元気な福生